2026年11月11日
アガルートアカデミー

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2027合格目標　司法書士試験講座　テキスト訂正情報

目　次

2027総合講義 （入門／演習／速習共通テキスト） …… 2
民法 …… 2
不動産登記法　上巻 …… 3
不動産登記法　下巻 …… 4
会社法 …… 5
商業登記法 …… 6
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 …… 7
供託法・司法書士法 …… 8

肢別過去問集　平成６年～令和６年 …… 9
民法 vol.1 …… 9
民法 vol.2 …… 9
不動産登記法 vol.1 …… 9
不動産登記法 vol.2 …… 9
商業登記法 …… 10
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法 …… 11

2027書式ひな形集 …… 12
不動産登記法 …… 12
商業登記法 …… 12

2027記述解法ベーシック …… 13
不動産登記法 …… 13
商業登記法 …… 15

2027記述解法マスター …… 18
不動産登記法 …… 18

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から２行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから 10 年で消滅時効にかかる。126 条の５年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから５年で消滅時効にかかる。126 条の５年の期間制限には服さない	25/12/10
47	論点「詐欺取消しと損害賠償」２行目	不法行為	不法行為に基づく損害賠償請求ができるかが問題となる	26/4/8
65	表「代理と詐欺」の行「②」の列「処理」	相手方は取り消すことができる （101 Ⅱ：大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5）	相手方は取り消すことができる （96 Ⅰ：大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5）	26/3/18
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」２行目	（「取得」（162）・「消滅」（167）の文言）	（「取得」（162）・「消滅」（166）の文言）	25/10/22
112	下から１～２行目	→Ｂを相手方とする ※　Ｃは賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→Ｂ及びＣを相手方とする	25/12/10
190	下から３行目	最判昭 33.11.7	最判昭 33.1.17	26/4/8
294	下から９行目	詐害行為取消後	詐害行為以降	26/10/21
316	「⑶　効果」のイ～オ	イ　債務者と引受人との契約によってすることもできるが、債権者の承諾が必要になる（同Ⅲ） ∵　債務者の交代によって債権者が不利益を被るおそれがある ウ　引受人は… エ　債務者が… オ　債権者は…	〈イ　削除〉 イ　引受人は… ウ　債務者が… エ　債権者は…	26/5/13
321	「⑵　効果」の１行目	債務の消滅（473）	債権の消滅（473）	26/9/30
333	「Advance相殺予約と法定相殺」のすべて	Advance 相殺予約と法定相殺 旧法下において…は否定される	〈削除〉	26/5/13
374	「㋐　債務者に対して債務の履行を促す債権者の通知」の１～２行目	原則必ず必要（相手方が不履行の意思を明確にしているような場合でも必要）	〈削除〉	26/11/11

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
431	「２．法的性質」の本文３～４行目	適用がない（677 の 2）	適用がない（667 の 2）	26/3/18
441	「１．意義」の本文３～７行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	〈削除〉	25/11/12

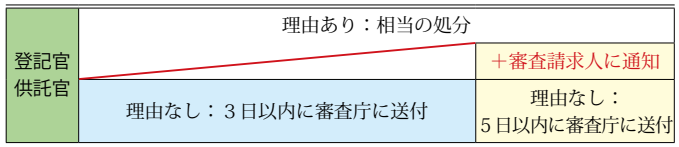
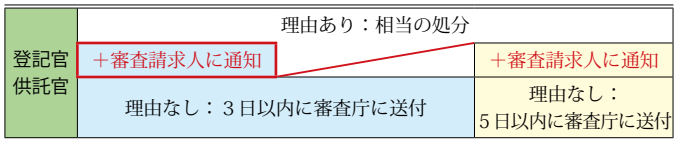
不動産登記法　上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
17	㋐の⑧～⑮	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記（規３③） ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記（規３④） ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記（規３④） ⑪所有権以外の権利の移転の登記（規３⑤） ⑫権利消滅の定めの登記（規３⑥） ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記（規３⑦） ⑭抵当証券の作成・交付の登記（規３⑧） ⑮買戻特約の登記（規３⑨）	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記（規３④） ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記（規３⑤） ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記（規３⑤） ⑪所有権以外の権利の移転の登記（規３⑥） ⑫権利消滅の定めの登記（規３⑦） ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記（規３⑧） ⑭抵当証券の作成・交付の登記（規３⑨） ⑮買戻特約の登記（規３⑩）	26/3/18
89	最終行	（規３⑤参照）	（規３⑥参照）	26/3/18
115	上から６行目	（規３⑥）	（規３⑦）	26/3/18
150	「⑴　意義」の４行目	離婚の時から 2 年以内に、	離婚の時から 5 年以内に、	26/6/10
174	下から７～６行目	（規３⑨）	（規３⑩）	26/3/18
178	最終行	（規３⑨）	（規３⑩）	26/3/18
179	「５．登記の実行」の１行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
197	最終行	（規３⑥）	（規３⑦）	26/3/18
200	最終行	（規３④）	（規３⑤）	26/3/18
209	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
211	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
216	「３．登記の実行」の２行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
219	「３．登記の実行」の１行目	（規３⑦）	（規３⑧）	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
223	「エ　利害関係人の承諾を証する情報」の「cf.」	cf. 一部抹消の実質を有する変更登記(ex. 減額変更登記)の場合、登記上の利害関係人が存在するときは、その承諾を証する情報等を提供しなければ申請することができない（68、令別表 26 添付情報欄ヘト類推）	〈削除〉	26/7/1
242	「２．転抵当」の⑴②の３行目	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借債権額１億円のうち 5,000 万円年月日設定」	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借金１億円のうち金 5,000 万円年月日設定」	25/12/10
242	「２．転抵当」の⑴③の３行目	→登記の目的＝「１番抵当権の一部（金１億円のうち 5,000 万円分）転抵当」	→登記の目的＝「１番抵当権の一部（金１億円のうち金 5,000 万円分）転抵当」	25/12/10
244	「⑶　登記の実行」の１行目	、規３④）	、規３⑤）	26/3/18
245	最終行	、規３④）	、規３⑤）	26/3/18
247	「⑶　登記の実行」の１行目	、規３④）	、規３⑤）	26/3/18
248	「２．登記申請手続」の⑴イの４～７行目	債権質の成立の日付＝ 原則：債権質設定契約の日 質権の目的となる債権が、譲渡に債権証書の交付を要するものである場合：証書を交付した日（民 363）	〈削除〉	26/4/8
295	「⑸　登記の実行」の３行目	（規３④）	（規３⑤）	26/3/18
305	「⑷　登記の実行」の１行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
310	「⑷　登記の実行」の１行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
312	「⑸　登記の実行」の１行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
315	「４．登記の実行」の１行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
332	「⑸　登記の実行」の１行目	付記登記で（規３②ニ）	付記登記でされる（規３②ニ）	26/7/1
334	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
344	「⑶　登記の実行」の１行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
362	「⑶　登記の実行」の１行目	（規３④）	（規３⑤）	26/3/18

不動産登記法　下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
18	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
23	「３．付記登記による実行」の３行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
67	「３．登記の実行」の５行目	（規３③）	（規３④）	26/3/18
73	「３．登記の実行」の３行目	（規３④）	（規３⑤）	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
77	「⑶　登記の実行」の４行目	（規３④）	（規３⑤）	26/3/18
81	「⑶　登記の実行」の１行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
82	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
100	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
102	上から６行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
103	「⑶　登記の実行」の２行目	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
116	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
123	上から11行目	（規３④）	（規３⑤）	26/3/18
135	上から３～４行目	（規３④）	（規３⑤）	26/3/18
140	最終行	（規３⑤）	（規３⑥）	26/3/18
168	「⑴　申請書記載事項（申請情報の内容）」の10行目	イ　変更後の事項（令別表 25 申請情報欄）	イ　登記原因及びその日付（令３⑥） ㈠　単独受託者の任務が終了した場合 「年月日受託者変更」と記載 ㈡　複数の受託者のうちの１人の任務が終了した場合 「年月日受託者何某任務終了」と記載 ウ　変更後の事項（令別表 25 申請情報欄）	26/9/30
192	上から３行目	判決がなされた場合、支払を受けた後、	判決がなされた場合、支払を行った後、	26/3/18
285	⑭の４行目	（規 35 ⑦）	（規 35 ⑧）	26/11/11
308	上から12行目	２年以下の懲役又は	２年以下の拘禁刑又は	26/5/13
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の２行目			25/12/10
319	「先例　閲覧できる正当な理由」の囲み内６行目	附属書類を請求人が閲覧 る	附属書類を請求人が閲覧する	26/5/13

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	見出し⑴	⑴　１．⑶発起人による株式の引受け及び１．⑷出資の履行について	⑴　１．⑷発起人による株式の引受け及び１．⑸出資の履行について	26/6/10

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	見出し⑵	⑵　１．⑸設立時役員等の選任について	⑵　１．⑹設立時役員等の選任について	26/6/10
16	見出し⑶	⑶　１．⑹設立時取締役等による設立調査手続について	⑶　１．⑺設立時取締役等による設立調査手続について	26/6/10
50	最終行	に備え置かなければならない（223 Ⅰ）	に備え置かなければならない（231 Ⅰ）	26/5/13
51	上から４行目	ればならない（223 Ⅱ）	ればならない（231 Ⅱ） ①　株券喪失登録簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 ②　株券喪失登録簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求	26/5/13
51	見出し⑸	⑸　株券を所持する者による株券登録喪失抹消の申請	⑸　株券を所持する者による株券喪失登録抹消の申請	26/5/13
52	見出し⑹	⑹　株券喪失登録者による株券登録喪失抹消の申請	⑹　株券喪失登録者による株券喪失登録抹消の申請	26/5/13
56	見出し⑤	⑤会社の買取人指定の通知により売買契約が成立する	⑤会社又は指定買取人の株式買取りの通知により売買契約が成立する	26/9/30
73	「⑵　手続」の本文５行目	非取締役改設置会社	非取締役会設置会社	26/6/10
73	下から10行目	（180 Ⅲ）	（180 Ⅳ）	26/9/30
99	下から12行目	電子提供措置をとならければならない	電子提供措置をとらなければならない	26/5/13
156	「⑷　権限」の本文２行目	臨時計算書類（並びに連結	臨時計算書類並びに連結	26/5/13
305	※５の下の表１行目			26/5/13

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
92	「⑸　価格決定前の支払制度」の本文２行目	取得日後の年６分の利率による利息による利息	取得日後の法定利率による利息	26/10/21
163	【申請書】１．登記すべき事項の３行目	事項の設定	事項	26/9/30

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
273	【申請書】１．登記すべき事項の３行目	会社成立年月日　令和３年 12 月 20 日	会社成立年月日　平成○年○月○日	26/8/19
275	【申請書】１．登記すべき事項の３行目	会社成立年月日　令和３年 12 月 20 日	会社成立年月日　平成○年○月○日	26/8/19
362	【申請書】１．登録免許税	（登録税別表第１,24,(4)イ）	（登録税別表第１,24,(3)イ）	26/10/21
368	「４．登録免許税」の本文	最初の清算人の就任登記は、金 9,000 円となる（登録税別表第１,24,(4)イ） 清算人の変更による就任の登記は、金 6,000 円となる（登録税別表第１,24,(4)ニ）	最初の清算人の就任登記は、金 9,000 円となる（登録税別表第１,24,(3)イ） 清算人の変更による就任の登記は、金 6,000 円となる（登録税別表第１,24,(3)ニ）	26/10/21
370	【申請書】１．登録免許税	（登録税別表第１,24,(4)ハ）	（登録税別表第１,24,(3)ハ）	26/10/21
397	「２．登録免許税」の本文３行目	登録税別表第１,24,(4)ニ	登録税別表第１,24,(3)ニ	26/10/21
433	「第６．登録免許税」の本文１～３行目	日本に営業所を設置しない場合は、申請１件につき６万円（登録税別表第１,24,(3)ロ）、日本に営業所を設置した場合は、設置した営業所の数１か所につき９万円（登録税別表第１,24,(3)イ）である	日本に営業所を設置しない場合は、申請１件につき６万円（登録税別表第１,24,(2)ロ）、日本に営業所を設置した場合は、設置した営業所の数１か所につき９万円（登録税別表第１,24,(2)イ）である	26/10/21
451	「(4)　清算の登記の登記すべき事項」の④	④　清算一般財団法人が監事を置くときは、その旨	〈削除〉	26/11/11
452	「(7)　登録免許税」の本文	（登録税別表第１,24,(4)イ）	（登録税別表第１,24,(3)イ）	26/10/21
495	上から３行目	登録税別表第 1,24,(4)	登録税別表第 1,24,(3)	26/10/21
498	上から２行目	登録税別表第 1,24,(4)	登録税別表第 1,24,(3)	26/10/21

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	「(3)　管轄の調査」の本文１～４行目	①専属管轄：裁判所の職権で調査を開始し、職権で証拠調べをすることができる（14） ②任意管轄：裁判所の職権で調査を開始するが、職権で証拠調べをすることはできない	裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる（14）	26/10/21
71	「(4)　書面による準備手続」の「ア　意義」の３行目	事件を弁論準備手続に付する	事件を書面による準備手続に付する	26/11/11

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
138	見出し	オ　手続 ⋮ カ　効果	エ　手続 ⋮ オ　効果	26/11/11
212	「１．開始決定と差押宣言」の７～８行目	差押えの登記を管轄裁判所に嘱託しなければならない	差押えの登記を嘱託しなければならない	26/11/11

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
93	小見出し「ウ」	ウ　代位行使の場合	エ　代位行使の場合	26/10/21

民法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
267	問431（H10-11-ｲ、H22-12-ｱ、H23-11-4、R06-11-ｲ）の解説８行目	「その物に関して生じた債権」とは言えなので、	「その物に関して生じた債権」とは言えないので、	26/3/18

民法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
173	問55（H24-22-ｲ）の正誤	○	×	25/11/12

不動産登記法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
120	問234（H06-23-ｱ）の問題３行目	持分を５の４とする	持分を５分の４とする	26/6/10
260	問83（H31-25-ｲ）の問題１行目	甲土地の乙区１番にＢを	Ａを所有権の登記名義人とする甲土地の乙区１番にＢを	26/5/13

不動産登記法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	問39（R05-27-ｳ、R06-27-ｴ）の問題	根抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、不動産の個数１個につき1000円である。	抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、債権金額に1000分の１を乗じた額である。	26/3/18
79	問２（R06-13-ｳ）の解説	相続人に対する遺贈による所有権移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる（63Ⅲ）。	相続人に対する遺贈による所有権移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる（63Ⅲ）。本規定は、その文言から、地上権の移転の登記には適用されないため、原則通り共同申請が要求される（60）。したがって、本肢は誤っている。	26/5/13
85	問15（H29-27-ｲ）の解説３行目	記を申請した際の財率を控除した割合を	記を申請した際の税率を控除した割合を	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
124	問134（H31-25-ｵ）の問題１行目	甲土地上にＢを所有権の登記名義人とする乙建物があり、	Ａを所有権の登記名義人とする甲土地上にＢを所有権の登記名義人とする乙建物があり、	26/5/13
145	問45（H28-16-ｴ）の解説下から３～４行目	自己信託の委託者兼受益者は、同号における「第三者」には当たらない。よって、委託者兼受益者である	自己信託の委託者兼受託者は、同号における「第三者」には当たらない。よって、委託者兼受託者である	26/10/21
151	問62（R05-21-ｲ）の解説４行目以降	地目、地積、敷地権の種類及び割合を申請情報の内容とすることを要する（不登令３⑪ﾍ）。したがって、本肢は、誤っている。	地目、地積を申請情報の内容とすることを要しない（不登令６Ⅰ③、不登規34Ⅱ）。ただし、敷地権の種類及び割合は省略することができないため、申請情報の内容とすることを要する（不登令３⑪ﾍ）。したがって、本肢は、敷地権の種類及び割合についても省略することができるとしている点で誤っている。	26/1/14
151	問63（H27-21-ｳ）の解説下から１～３行目	72条2項による所有権保存登記の添付情報については、敷地権のない区分建物と敷地権付き区分建物の場合に分けて、整理しておいてほしい。	〈削除〉	26/8/19
196	問165（H31-25-ｴ）の問題１～２行目	Ａが死亡し、Ａに配偶者Ｂ並びに子Ｃ及びＤがいる場合において、甲土地について、Ａの債権者Ｅ	Ａを所有権の登記名義人とする甲土地について、Ａが死亡し、Ａに配偶者Ｂ並びに子Ｃ及びＤがいる場合において、Ａの債権者Ｅ	26/5/13
341	問271（H28-26-ｳ）の解説３行目以降	と規定する。そして、157条３項は、「処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない」と規定している。	と規定する。登記官が審査請求を理由があると認め、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない（157Ⅰ、不登規186）。	25/10/22

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
193	問82（H21-35-ｳ）の解説下から１行目	登税施規12Ⅰ②Ⅵ	登税施規12Ⅰ②ロ	26/9/30
326 327	問30（H23-28-ｲ）の問題及び解答解説	後見人が被後見人のために営業を行う場合において、後見監督人があるときは、〈以下略〉	〈問29と重複のため削除〉	26/10/21
362	問９（R06-34）の問題２行目	誤っているものの組合せ	正しいものの組合せ	26/10/21
363	問９（R06-34）の正解	正解　5	正解　3	26/10/21

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
363	問９（R06-34）の肢アの正誤及び解説	○　設立の登記（会社の組織変更又は持分会社の種類の変更による設立の登記を除く。）の申請をする者は、その申請の日の翌日が行政機関の休日であるときは、当該行政機関の休日（当該行政機関の休日の翌日以降も引き続き行政機関の休日であるときは、そのうちいずれか一の日）をその登記の日とすることを求めることができ、この場合には、申請書にその旨及びその求める登記の日を記載しなければならない（商登規35の４）。よって、国民の祝日である日を変更の年月日として、新設分割株式会社の新設分割による変更の登記を申請することができるため、本肢は正しい。	×　新設分割は、新設分割計画で定められた効力発生日ではなく、新設分割設立株式会社の成立の日に効力が生じるため、新設分割株式会社について、新設分割計画で定められた効力発生日を変更の年月日として変更の登記を申請することができるとしている点で誤りである。	26/10/21

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
24	民事訴訟法　問７（H29-02-ｱ）の問題２～３行目	原告にその不備を補正すべきことを命じなければならず、原告がその不備を補正しないときは、	原告に当該手数料を納付すべきことを命じなければならず、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、	26/10/21
25	民事訴訟法　問７（H29-02-ｱ）の正誤及び解説	○ 裁判長が訴状の補正を命じるのは、訴状が134条２項の規定に違反する場合、及び法令で定められている訴え提起の手数料を納付しない場合であって（137Ⅰ）、原告が不備を補正しない場合には、裁判長は命令で訴状を却下しなければならない（137Ⅱ）。	× 裁判長は、訴状が134条２項の規定に違反する場合において、不備の補正を命じなければならない（137Ⅰ）。一方、訴え提起の手数料を納付しない場合において、手数料を納付すべきことを命ずる処分をしなければならないのは裁判所書記官である（137の２Ⅰ）。したがって、本肢は誤っている。なお、原告が不備を補正しないとき又は納付を命じられた手数料を納付しないときは、命令で訴状を却下しなければならないが、どちらの場合においても当該命令は裁判長によってなされる（137Ⅱ、137の２Ⅵ）。	26/10/21

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
52	ひな形073の「変更後の事項」	変更後の事項　〇番付記〇号所有権移転失効の定め廃止	変更後の事項　〇番付記〇号所有権移転失効の定めの廃止	25/11/12
201	ひな形224の「不動産の表示」	不動産の表示　甲土地の所在・地番・地目・地籍　（順位番号２番） 乙土地の所在・地番・地目・地籍　（順位番号１番）	不動産の表示　甲土地の所在・地番・地目・地積　（順位番号２番） 乙土地の所在・地番・地目・地積　（順位番号１番）	26/5/13
213	ひな形239の「不動産の表示」	不動産の表示　承役地　所在・地番・地目・地籍 要役地　所在・地番・地目・地籍	不動産の表示　承役地　所在・地番・地目・地積 要役地　所在・地番・地目・地積	26/5/13

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	ひな形022の「登記すべき事項」の７行目	２．優先株式の株主は，	２．優先株式は，	26/9/30
109	ひな形130の「登録免許税」	（登録税別表第1,24,(4)イ）	（登録税別表第1,24,(3)イ）	26/10/21
110	ひな形131の「登録免許税」	（登録税別表第1,24,(4)ハ）	（登録税別表第1,24,(3)ハ）	26/10/21

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
2	別紙１の原因及びその日付〔登記の日付〕	平成８年２月１日新築	令和８年２月１日新築	26/8/19
4	解答例(1)の上記以外の申請事項等の１行目	申請人 東京都江戸川区乙町二丁目２番２号	所有者 東京都江戸川区乙町二丁目２番２号	26/8/19
12	解答例(1)の上記以外の申請事項等の２行目以降に追加	東京都江戸川区乙町三丁目３番３号	東京都江戸川区乙町三丁目３番３号 申請人　山田健太郎	26/8/19
102	解答例第１欄(1)の上記以外の申請事項等	権利者　亡北側修 上記相続人　北川辰子 北川みづえ 西山みさ子	権利者　亡北側修 上記相続人　北川剛 義務者　北川辰子 北川みづえ 西山みさ子	26/7/1
103	解答例第２欄(1)の登記原因及びその日付	令和７年８月16日解除	令和７年８月16日合意解除	26/7/1
112	解答例第１欄(1)の添付情報の４行目以降に追加	会社法人等番号 代理権限証明情報	会社法人等番号 印鑑証明書 代理権限証明情報	26/8/19
112	解答例第１欄(2)の添付情報の２行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
113	解答例第２欄(1)の上記以外の申請事項等	申請人　犬山正弘 法74条１項１号申請	所有者　犬山正弘 令和８年６月10日法74条１項１号申請	26/8/19
113	解答例第２欄(1)の添付情報の１行目	登記原因証明情報 住所証明情報	住所証明情報	26/7/1
113	解答例第２欄(2)の添付情報の２行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
128	別紙２所有者の欄２行目	埼玉県三郷市甲町一丁目１番１号　持分２分の２　田中夏代	埼玉県三郷市甲町一丁目１番１号　持分３分の２　田中夏代	26/8/19

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
154	⑵　登記名義人住所変更登記の要否の上から２～５行目	登記を申請しなければならない。 　申請情報の内容である登記義務者の住所が登記記録と合致しない場合、所有権移転登記の申請は却下される（25⑦）。したがって、本問では、代位弁済を原因とする抵当権の移転登記の申請をする前提として、抵当権者であるあかね銀行株式会社の登記名義人商号変更	登記を申請しなければならない（76の５）。 　本件は「抵当権の登記名義人」であるため本条の適用はないが、申請情報の内容である登記義務者の住所が登記記録と合致しない場合、抵当権移転登記の申請は却下される（25⑦）。したがって、本問では、会社分割を原因とする抵当権の移転登記の申請をする前提として、移転登記の登記義務者となる抵当権者であるあかね銀行株式会社の登記名義人商号変更	26/8/19
164	解答例第１欄⑴の添付情報の４行目	代理権限証明情報 登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を証する情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
165	解答例第２欄⑴の添付情報の３行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
165	解答例第２欄⑵の添付情報の３行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
166	⑵　会社と取締役との利益相反取引の上から４～８行目	株式会社が自らの債務を担保するために抵当権を設定した後、当該株式会社の取締役が当該会社の債務を引き受ける行為は、本条の利益相反取引に該当する。 　したがって、本問ではウエストリバー株式会社において承認決議が必要とされるところ、〔事実関係に関する補足〕３により、当社の株主総会議事録を登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を証する情報として提供する。	会社の債務のため、会社所有の不動産について抵当権を設定した後、債務者をその代表取締役個人に変更する場合、利益相反に関する会社の承認は要しない（昭和41.6.8民三397号）。 　したがって、本問ではウエストリバー株式会社において承認決議は不要であり、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を証する情報の提供も不要となる。	26/8/19
184	解答例第１欄⑴の添付情報の４行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19
188	別紙１　表題部（敷地権の表示）符号１の登記の日付	［平成７年10月３日］	［平成17年10月３日］	26/11/11
194	解答例第１欄⑵の上記以外の申請事項等欄	平成ゆたか信用金庫	れいわみらい信用金庫	26/9/30
195	解答例第１欄⑶の上記以外の申請事項等欄２行目	義務者　平成ゆたか信用金庫	義務者　れいわみらい信用金庫	26/9/30
195	解答例第１欄⑶の添付情報欄４行目	変更証明情報	〈削除〉	26/9/30

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
246	解答例第１欄⑴の登録免許税	金４万円	金４万1000円	26/8/19
256	解答例第１欄⑴の上記以外の申請事項等の１行目	変更後の事項　優先の定め　株式会社パインファイナンスが株式会社桃ローンに優先する	優先の定め　株式会社パインファイナンスが株式会社桃ローンに優先する	26/8/19
267	＜参考＞①の申請情報の概要の登記の目的	１番根抵当権変更	１番共同根抵当権変更	26/8/19
276	解答例第１欄⑴の添付情報の２行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 会社法人等番号	26/8/19

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
5	別紙１の末文１行目	以上、株式会社渡辺事務所設立のため、	以上、（Ａ）設立のため、	26/10/21
10	第１欄【登記すべき事項】の下から７行目	取締役　三日月みゆき	役員に関する事項 取締役　三日月みゆき	26/10/21
10	第１欄【登記すべき事項】の下から１行目	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。 登記記録に関する事項　設立	26/10/21
30	別紙５の４	４　株式会社昭和商事では、令和８年５月15日から登記申請日までの間に、会社法第219条の株券の提出に関する公告をした事実はない。	４　株式会社昭和商事では、令和８年５月15日から登記申請日までの間に、会社法第218条の株券を発行する旨の定款の定めの廃止に関する公告をした事実はない。	26/9/30
33	解説⑶の見出し	⑶　株券提供公告の要否	⑶　株券廃止公告の要否	26/9/30
78	第１欄【登録免許税額】	金３万円	金４万円	26/9/30
108	別紙５の５⑵	⑵　募集株式の引受けについて、令和８年６月２日付けで新平成企画株式会社と引受人Ｒとの間で総数引受契約（引受株式数300株）が、令和８年６月３日付けで新平成企画株式会社と引受人Ｓとの間で総数引受契約（引受株式数200株）が、それぞれ適法に締結されている。	⑵　募集株式の引受けについて、令和８年６月２日付けで新平成企画株式会社、引受人Ｒ（引受株式数300株）及び引受人Ｓ（引受株式数200株）との間で総数引受契約が適法に締結されている。	26/8/19
112	第１欄【添付書面の名称及び通数】の３行目	取締役の過半数の一致を証する書面　１通	〈削除〉	26/8/19

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
112	第１欄【添付書面の名称及び通数】の５行目	募集株式の総数引受契約を証する書面　２通	募集株式の総数引受契約を証する書面　１通	26/8/19
124	第１欄【添付書面の名称及び通数】の１～２行目	取締役会議事録　１通 募集事項の通知又は公告の期間短縮に関する株主全員の同意書１通（又は４通）	取締役会議事録　１通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）　１通 募集事項の通知又は公告の期間短縮に関する株主全員の同意書１通（又は４通）	26/9/30
140	別紙１の新株予約権の発行日	令和７年３月１日発行	令和７年２月25日発行	26/10/21
196	第１欄【添付書面の名称及び通数】の８～10行目	印鑑証明書　５通 募集株式の総数引受契約を証する書面　１通 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面　１通	取締役Ｈの本人確認証明書　１通 印鑑証明書　５通 募集株式の総数引受契約を証する書面　１通 出資の払込みがあったことを証する書面　１通 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面　１通	26/9/30
208	第１欄【登記の事由】の１行目	発行可能株式総数の変更	株式の譲渡制限に関する規定の変更 発行可能株式総数の変更	26/9/30
208	第１欄【登記すべき事項】の１～２行目	令和８年６月20日変更 発行可能株式総数　4400株	令和８年６月20日次のとおり変更 当会社の甲種類株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を得ることを要する。 同日変更 発行可能株式総数　4400株	26/8/19
208	第１欄【添付書面の名称及び通数】の４～５行目	取締役及び監査役の就任承諾書 　株主総会議事録の記載を援用する	取締役Ａの就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する 取締役Ｘ及び監査役Ｙの就任承諾書　２通 取締役Ｘ及び監査役Ｙの本人確認証明書　２通	26/9/30
240	第１欄【登記の事由】の５行目	監査等委員会設置会社の定めの設定	監査等委員会設置会社の定めの設定 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定めの設定	26/10/21

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
240	第１欄【登記すべき事項】の下から１行目	同日監査等委員会設置会社設定	同日監査等委員会設置会社設定 同日次のとおり設定 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定 重要な業務執行の決定の取締役への委任について定款の定めがある	26/10/21
254	第１欄【登記すべき事項】の下から９～10行目	金100万円 役員に関する事項	金100万円 株式の譲渡制限に関する規定 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、当会社の株主が、当会社の株式を譲渡により取得するときは、当会社が承認をしたものとみなす。 役員に関する事項	26/8/19
254	第１欄【添付書面の名称及び通数】の４行目	印鑑証明書　４通	本人確認証明書　４通	26/9/30
260	別紙３　第１条２⑵の商号	合同会社クローバー	合同会社ハート	26/11/11
293	第26問、問１の１行目	本店移転後の所在地	本店移転前の所在地	26/8/19
293	第26問、問２の１行目	本店移転前の所在地	本店移転後の所在地	26/8/19
302	第１欄【添付書面の名称及び通数】の２～３行目	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）　１通 取締役の就任承諾書　１通	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）　１通 取締役の過半数の一致があったことを証する書面　１通 取締役の就任承諾書　１通	26/9/30
314	第１欄【登記の事由】の１行目	取締役及び代表取締役の変更	代表取締役の変更	26/9/30
314	第１欄【登記すべき事項】の１～２行目	令和８年６月１日代表取締役Ａ辞任 同日設置　支店１　埼玉県さいたま市浦和区上木崎八丁目８番８号	令和８年５月15日次の者就任 千葉県市川市香取一丁目２番３－404号 代表取締役　Ｂ 令和８年６月１日代表取締役Ａ辞任 同日設置　支店１　埼玉県さいたま市浦和区上木崎八丁目８番８号	26/10/21

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
54	解答例第１欄⑵の添付情報６行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 ｄの印鑑証明書	26/11/11
56	解答例第２欄⑴の添付情報４行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 ａの印鑑証明書	26/11/11
56	解答例第２欄⑵の添付情報４行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 ａの印鑑証明書	26/11/11
57	解答例第３欄⑴の添付情報６行目以降に追加	代理権限証明情報	代理権限証明情報 ｄの印鑑証明書	26/11/11
61	上から 10 行目以降に追加	オ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②）	オ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②） カ　印鑑証明書（不登令18Ⅱ）	26/11/11
61	下から９行目以降に追加	エ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②）	エ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②） オ　印鑑証明書（不登令18Ⅱ）	26/11/11
62	上から９行目以降に追加	エ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②）	エ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②） オ　印鑑証明書（不登令18Ⅱ）	26/11/11
62	下から３行目以降に追加	オ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②）	オ　代理権限証明情報（不登令７Ⅰ②） カ　印鑑証明書（不登令18Ⅱ）	26/11/11